平成２４年（フ）第２２８号
東京都福生市南田園２丁目７番地福生団地２―205
債務者　本橋真由美（旧姓野村・清水）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６４号
東京都府中市清水が丘２丁目１番地の16吉野荘201
債務者　宮里　乗二
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０２号
静岡市駿河区登呂２丁目18番40―101号
債務者　新井京玉こと　李　　京玉
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２号
川崎市川崎区塩浜３丁目７番１号、前住所川崎市川崎区鋼管通２丁目７番９号
債務者　石橋　　明
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
長野県小諸市大字八満270番地３
債務者　中澤　君子
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第９号
長崎県平戸市崎方町811番地
債務者　大浦　義親
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
長崎県平戸市戸石川町579番地10
債務者　平　　和子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
長崎県松浦市志佐町里免121番地２
債務者　松下　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
長崎県平戸市田平町山内免392番地　市営日の浦団地Ｅ棟１号
債務者　谷口由布子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
長崎県平戸市大島村大根坂2210番地
債務者　村井　忠男
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
長崎県松浦市調川町下免735番地８
債務者　田端　進吉
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
愛知県岡崎市宇頭町字狐田74番地１　レオパレスコモダ宇頭Ⅱ101、旧住所愛知県蒲郡市三谷町若宮96番地
債務者　成瀬　　守
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月４日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２９２号
長崎市出来大工町４番地
債務者　株式会社イコー
代表者代表取締役　岸上登志朗
1　決定年月日　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　信介
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
福岡地方裁判所第４民事部

財産状況報告集会等期日変更

平成２０年（フ）第５５号
山形県長井市時庭1667番地
破産者　遠藤　　宏
主文　財産状況報告集会・債権調査・計算報告集会・廃止意見聴取のための集会の各期日を平成24年７月５日午前10時と変更する。
平成24年３月30日　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第７５号
山形県米沢市春日４丁目２番101の１号
破産者　アサノ株式会社
主文　財産状況報告集会・債権調査・計算報告集会・廃止意見聴取のための集会の各期日を平成24年５月31日午前10時20分と変更する。
平成24年３月30日　山形地方裁判所米沢支部